

金沢市中小企業制度融資に係る利子補給補助金取扱要領

1 趣 旨

この要領は、平成14年度より金沢市中小企業制度融資が、預託金方式から利子補給補助金支給方式に変更したことに伴い制定した当該補助金交付要綱について、その取扱方法を定めるものとする。

2 補助対象金融機関

商工組合中央金庫、北國銀行、北陸銀行、福井銀行、富山銀行、富山第一銀行、福邦銀行、金沢信用金庫、はくさん信用金庫、のと共栄信用金庫、興能信用金庫、石動信用金庫、金沢中央信用組合、石川県医師信用組合、三井住友銀行、みずほ銀行

3 用語の意義

- (1) 制度融資 本市の条例、規則、告示、要綱等の規定に基づき、金融機関が行う融資をいう。
- (2) 現年度分融資 当該年の1月1日から同年12月末日までに実行された融資をいう。
- (3) 過年度分融資 当該年の前年の12月末日までに実行された融資をいう。
- (4) 利子補給補助金 制度融資における金融機関の貸付けの原資の調達に要する費用に対する補助金をいう。
- (5) 期間率 利子補給対象期間日数を365で除して得た率をいう。
- (6) 利子補給対象期間日数（但し、季節資金を除く）
 - 現年度分 当該年の1月1日から実行した新規融資にあつては、当該融資を行った日の属する月の翌月の初日から当該月の属する年の12月末日までの日数をいう。
 - 過年度分 当該年の1月1日から12月末日までの間の所要日数をいう。

4 対象となる制度融資 別表に定めるところによる。

5 適用する利子補給率について

- (1) 現年度分 融資実行月ごとに、期間率算定開始日現在の利子補給率を適用する。
- (2) 過年度分 期間率算定開始初日（当該年1月1日）現在の利子補給率を適用する。

6 適用する協調倍率について

- (1) 現年度分 融資実行ごとに、融資実行日現在の協調倍率を適用する。
※協調倍率の変更は原則的に各月1日からであるから、各月ごとにその月に属する協調倍率を適用することになる。
- (2) 過年度分 融資実行ごとに、融資実行日現在の協調倍率を適用する。
※融資実行の順に、協調倍率ごとに、補助金額を計算する。

7 利子補給補助金交付申請の額（但し、季節資金を除く）

各融資制度ごと、現年度・過年度それぞれ協調倍率ごとに計算したものを合計する。

(1) 現年度分

- ① 融資実行月ごとに、融資実行額の合計額を、別表に定める協調倍率で除し、期間率算定開始日現在の利子補給率（令和8年1月1日現在1.40%）及び、融資実行月の翌月1

日より計算した期間率を乗じて得た額を計算する。

- ② その金額に1円未満の端数がある場合は切り捨てる。
- ③ ①②により算出したものを1月から12月までの12か月分合計する。
- ④ ③により算出した金額に、千円未満の端数がある場合は、切り捨てして補助金交付申請額とする。

(2) 過年度分

- ① 融資の実行された当時の協調倍率ごとに、当該補助金の属する年度の前年度に属する12月末日時点の融資残高と当該年度に属する12月末日の融資残高の平均額を、別表に定める協調倍率で除し、期間率算定開始日現在の利子補給率（令和8年1月1日現在1.40%）及び、期間率を乗じて得た額を計算する。
- ② その金額に千円未満の端数がある場合は切り捨てして補助金交付申請額とする。

8 季節資金の補助金交付申請額について

季節資金の取扱については下記のとおりとし、現年度、過年度ごとに計算したものを合計する。

(1) 現年度分

- ① 期間率計算の際に用いる利子補給対象期間日数を、6月分融資については、7月1日から同年11月末日まで、7月分融資については、8月1日から同年12月末日まで、8月分融資については、9月1日から同年12月末日まで、11月分融資については、12月1日から末日までとし、それらを季節資金の現年度分融資の補助対象融資額、補助対象期間日数とする（従って、1月以降については、現年度分融資にかかる補助対象期間日数として算入せず、翌年度の補助金交付年度において過年度分融資にかかる補助対象期間日数として算入する。下記の「過年度分」参照。）。
- ② 融資実行月ごとに、当該月に属する融資実行額の合計額を、別表に定める協調倍率で除し、期間率算定開始日現在の利子補給率（但し、令和8年1月1日現在1.40%）及び、上記①によって計算した期間率を乗じて得た額を計算する。
- ③ その金額に1円未満の端数がある場合は切り捨てる。
- ④ ①の当該季節資金融資実行月（6、7、8、11月）について算出をして合計をする。
- ⑤ ④により算出した金額に千円未満の端数がある場合は、切り捨てして季節資金の「現年度分」補助金交付申請額とする。

(2) 過年度分

- ① 期間率計算の際に用いる利子補給対象期間日数を、前年度8月分融資額については、1月1日から1月末日まで、同11月分融資額については、1月1日から4月末日まで、同12月分融資額については、1月1日から5月末日までとし、それらを季節資金の補助対象融資額、補助対象期間日数とする。
- ② 融資実行月ごとに、当該月に属する融資実行額の合計額を、別表に定める協調倍率で除し、期間率算定開始日現在の利子補給率（但し、令和8年1月1日現在1.40%）、及び上記①で計算した期間率をかけあわせた額を計算する。
- ③ その金額に1円未満の端数がある場合は切り捨てる。
- ④ ①の当該季節資金融資実行月（8、11、12月）について算出をして合計をする。
- ⑤ ④により算出金額に千円未満の端数がある場合は切り捨てをして、季節資金の「過年度分」補助金交付申請額とする。

9 利子補給補助金の交付申請

制度融資に係る融資を行った金融機関は、毎年1月末日までに、当該年度の制度融資に係る利子補給補助金について、上記7及び8により整理した利子補給補助金交付申請書（様式第1号）に、補助金交付申請内訳書（様式第2号）を添えて申請するものとする。

10 利子補給補助金の交付の決定及び額の確定

市長は、利子補給補助金の交付の決定及び額の確定をしたときは、速やかに、制度融資に係る利子補給補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第3号）により、利子補給補助金の交付の申請をした金融機関にその旨を通知するものとする。

11 その他の事項

この取扱要領に定めるもののほか、必要な事項は当該要綱に定めるところによる。

別表

制 度 名	協調倍率
産業振興資金（一般分及び特別分）	4.00
産業振興資金（公害防除資金）	3.00
企業立地促進資金 [平成5年3月以前融資実行分]	2.50
企業立地促進資金 [平成5年4月以後融資実行分]	3.00
中心市街地活性化事業資金	3.00
中小企業A I等先端技術導入資金	2.00
茶屋文化継承資金	2.00
ものづくり推進資金	2.00
地球温暖化対策資金	2.00
伝統産業工房等整備資金	3.00
中小企業振興特別資金	3.50
緊急経営安定特別資金（平成21年10月以前融資実行分）	3.50
緊急経営安定特別資金（平成21年11月以後融資実行分）	4.57
中小企業創業者支援資金	2.00
中小企業者季節資金（平成21年5月以前融資実行分）	10.56
中小企業者季節資金（平成21年6月から令和6年8月融資実行分まで）	9.67
中小企業者季節資金（令和6年11月から令和6年12月融資実行分まで）	10.33
中小企業者季節資金（令和7年6月以後融資実行分）	11.44
中小企業者災害対策資金	0.50